特定非営利活動法人働く者のメンタルヘルス相談室定款

第1章　総則

（名称）

第1条　この法人は、特定非営利活動法人働く者のメンタルヘルス相談室という。

（事務所）

第2条　この法人は、主たる事務所を大阪府大東市朋来２丁目８番５０３号に置く。

（目　的）

第3条　この法人は、すべての働く者とその家族などに対して、メンタルヘルスに関する相談およびメンタルヘルス改善に寄与する知識の普及に関する事業を行い、働く者の心身の健康に寄与することを目的とする。

（特定非営利活動の種類）

第4条　この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

（l）保健、医療又は福祉の増進を図る活動

（2）人権の擁護又は平和の推進を図る活動

（事業の種類）

第5条　この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

（1）面談、電話、メールなどを通じてのメンタルヘルスに関するカウンセリング事業

（2）メンタルヘルスに関するインターネットのホームページによる普及啓発事業

（3）メンタルヘルスに係る講習会等による教育研修事業

（4）メンタルヘルスに係る調査研究事業

（5）メンタルヘルスに係る会報及び出版物発行事業

（6）その他目的を達成するために必要な事業

第2章　会員

（種別）

第6条　この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

（1）正会員　　　この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体

（2）賛助会員　　この法人の目的に賛同し賛助するため入会した個人及び団体

（入会）

第7条　会員の入会について、特に条件は定めない。

2　会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。

3　理事長は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

4　理事長は、第2項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

（入会金及び会費）

第8条　会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

（退会）

第9条　会員は、退会届を理事長に提出し任意に退会することができる

2　会員は次の各号のいずれかに該当する場合には、退会したものとみなす。

（1）本人が死亡し、若しくは失そう宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。

（2）正会員、賛助会員が1年以上会費を滞納したとき。

（除名）

第10条　会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。ただしその会員に対し議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

（1）この定款に違反したとき。

（2）この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

（拠出金品の不返還）

第11条　既に納入した入会金、会費その他の拠出金品は、返還しない。

第3章　役員

（種別及び定数）

第12条　この法人に、次の役員を置く。

（1）理事3人以上10人以内

（2）監事1人以上2人以内

2　理事のうち1人を理事長、１人を副理事長とする。

3　理事及び監事は、総会において選任する。

4　理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

5　役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4　法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。

5　監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

（職務）

第13条　理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2　副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

3　理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会または理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4　監事は、次に掲げる職務を行う。

（1）理事の業務執行の状況を監査すること。

（2）この法人の財産の状況を監査すること。

（3）前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

（4）前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

（5）理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

（任期等）

第14条　役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2　補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3　役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

（欠員補充）

第15条　理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

（解任）

第16条　役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

（1）心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

（2）職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

（3）前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

（報酬等）

第17条　役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2　役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3　前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第4章　総会

（種別）

第18条　この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。

2　総会は、通常総会及び臨時総会とする。

（総会の構成）

第19条　総会は、正会員をもって構成する。

（総会の権能）

第20条　総会は、以下の事項について議決する。

（l）定款の変更

（2）解散及び合併

（3）事業計画及び収支予算並びにその変更

（4）事業報告及び収支決算

（5）役員の選任又は解任、職務及び報酬

（6）入会金及び会費の額

（7）借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く）その他新たな義務の負担及び権利の放棄

（8）事務局の組織及び運営

（9）会員の除名

（10）解散時における残余財産の帰属先

（11）その他運営に関する重要事項

（総会の開催）

第21条　通常総会は、毎年1回開催する。

2　臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

（1）理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。

（2）正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。

（3）監事が第13条第4項第4号の規定に基づいて招集するとき。

（総会の招集）

第22条　総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

2　理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3　総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面・ファクス又は電子メールにより、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

（総会の議長）

第23条　総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

（総会の定足数）

第24条　総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

（総会の議決）

第25条　総会における議決事項は、第22条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2　総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3　総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議決に加わることができない。

（総会での書面表決権等）

第26条　やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

2　前項の規定により表決した正会員は、前2条の規定の適用については出席したものとみなす。

（総会の議事録）

第27条　総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

（l）日時及び場所

（2）正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

（3）審議事項

（4）議事の経過の概要及び議決の結果

（5）議事録署名人の選任に関する事項

2　議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2名が、記名押印又は署名しなければならない。

第5章　理事会

（理事会の構成）

第28条　理事会は、理事をもって構成する。

（理事会の権能）

第29条　理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

（l）総会に付議すべき事項

（2）総会の議決した事項の執行に関する事項

（3）その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

（理事会の開催）

第30条　理事会は、次に掲げる場合に開催する。

（1）理事長が必要と認めたとき。

（2）理事総数の2分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

（理事会の招集）

第31条　理事会は、理事長が招集する。

2　理事長は、前条第2号の場合にはその日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

3　理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面・ファクス又は電子メールにより、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

（理事会の議長）

第32条　理事会の議長は、理事長もしくは理事長が指名した者がこれにあたる。

（理事会の議決）

第33条　理事会における議決事項は、第31条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2　理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3　やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

4　前項の規定により表決した理事は、第二項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

5　理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

（理事会の議事録）

第34条　理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

（l）日時及び場所

（2）理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあっては、その旨を付記すること。）

（3）審議事項

（4）議事の経過の概要及び議決の結果

（5）議事録署名人の選任に関する事項

2　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名押印又は署名しなければならない。

第6章　資産、会計及び事業計画

（構成）

第35条　この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

（1）財産目録に記載された財産

（2）入会金及び会費

（3）寄付金品

（4）財産から生じる収入

（5）事業に伴う収入

（6）その他の収入

（管理）

第36条　この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

（経費の支弁）

第37条　この法人の経費は、資産を持って支弁する。

（事業計画及び予算）

第38条　この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、総会の承認を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

（予備費）

第39条　予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2　予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

（暫定予算）

第40条　第39条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2　前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

（事業報告及び決算）

第41条　この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、3ヶ月以内に、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2　決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

（長期借入金）

第42条　予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、その事業年度の収入を持って償還する短期借入金をのぞき、総会の議決を経なければならない。

（事業年度）

第43条　この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7章　事務局

（設置）

第44条　この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2　事務局には、事務局長その他の職員を置く

3　事務局の職員は、理事長が任命する。

4　事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

（書類及び帳簿の備置き）

第45条　主たる事務所には、法第28条に規定される書類の他、次に掲げる書類を常に備えておかなければならない。

（l）会員名簿及び会員の異動に関する書類

（2）収入、支出に関する帳簿及び証拠書類

第8章　定款の変更、解散及び合併

（定款の変更）

第46条　この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経なければならない。

（解散）

第47条　この法人は、次に掲げる事由により解散する。

（l）総会の決議

（2）目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

（3）正会員の欠亡

（4）合併

（5）破産手続開始の決定

（6）所轄庁による設立の認証の取消し

2　前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

（残余財産の帰属）

第48条　この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げるもののうち、総会において議決された者に帰属させるものとする。

第9章　雑則

（公告の方法）

第49条　この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

（委任）

第50条　この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

1　この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2　この法人の設立当初の役員は、別表のとおりとする。

3　この法人の設立当初の役員の任期は、第14条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から2008年3月31日までとする。

4　この法人の設立当初の事業年度は、第43条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から2007年3月31日までとする。

5　この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第38条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

6　この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

（1）入会金　　正会員（個人・団体とも）　　3000円

　　　　　　　賛助会員（個人・団体とも）　　5000円

（2）会費　　　　正会員（個人・団体とも）　 　2000円　（年間）

　　　　　　　　賛助会員（個人・団体とも）1口5000円（1口以上・年間）

別表　　設立当初の役員

役職名　理事長　　　　　氏名　　伊福達彦

　　　　副理事長　　　　氏名　　三戸秀樹

　　　　理事　　　　　　氏名　　有本　進

　　　　理事　　　　　　氏名　　位田　浩

　　　　理事　　　　　　氏名　　上田雄二

　　　　監事　　　　　　氏名　　大濱和明

　　　　監事　　　　　　氏名　　福田尚好